

入 札 公 告
(入札説明書を兼ねる)

「経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定」及び「包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定」の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付します。

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「当機構」という。）北海道新幹線建設局の「北海道新幹線、北斗地区分岐器（渡り線 18 井）調達」に係る一般競争入札については、関係規程等に定めるもののほか、この入札公告（入札説明書を兼ねる）によるものとします。

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
契約担当役 北海道新幹線建設局長 長谷川 正明

◎調達機関番号 565 ◎所在地番号 01
○北海建公告第 8 号

1 公 告 日 令和 5 年 6 月 19 日

2 契約担当役等 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
契約担当役 北海道新幹線建設局長 長谷川 正明
北海道札幌市中央区北二条西一丁目 1 番地

3 競争入札に付する事項

(1) 品目分類番号 9

(2) 調達件名及び数量 北海道新幹線、北斗地区分岐器（渡り線 18 井）調達
(電子入札対象案件)

物品等の品目 渡り線分岐器 60Co18 井可動マンガクロッシング B
合成まくらぎ付 1 組

(3) 納入期限 令和 6 年 7 月 31 日

(4) 納入場所 北海道北斗市

(5) 本件は、資格確認申請書及び機器等納入実績等（以下「申請書等」という。）の提出並びに入札等を電子入札システムで行う対象案件である。ただし、以下の点に留意すること。

ア 当初より電子入札システムにより難しい者は、契約担当役の承諾を得た場合に限り紙入札に変更することができる。この申請の受付窓口及び受付期間は次のとおりである。

(ア) 受付窓口 〒060-0002

北海道札幌市中央区北二条西一丁目1番地
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
北海道新幹線建設局 総務部 契約課
電話 011-231-3489
電子メールアドレス keiyaku.spp@jr-tt.go.jp

(イ) 受付期間 公告日から令和5年7月18日までの休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日をいう。以下同じ。）を除く毎日、10時から16時（12時から13時の間を除く。）までの間。

(ウ) 提出方法 紙入札方式参加承諾願を郵送、信書便（民間業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第2項に規定する信書便をいう。以下同じ。）、持参、電子メール（郵送の場合は書留郵便、信書便の場合は書留郵便と同等のものに限る。電子メールによる場合は、押印を省略する場合に限り認めるものとし、提出後は、着信確認のため、提出先に電話により確認すること。以下「郵送等」という。）により提出すること。

なお、押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

イ 電子入札システムによる手続に入った後に、紙入札への途中変更は認めないものとするが、応札者側に止むを得ない事情があり、全体入札手続に影響がないと契約担当役が認めた場合に限り、例外的に認めるものとする。

ウ 以下、本説明書において、紙入札による場合の記述部分は、全て上記の契約担当役の承諾を前提として行われるものである。

(6) 本件は、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定及び包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の適用対象である。

(7) 入札方法

入札金額は、総価を記載すること。また、入札金額の内訳書を添付すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程（平成15年10月機構規程第78号）第4条又は第5条の規定に該当しない者であること。
- (2) 当機構における「令和4・5・6年度物品購入等競争参加資格確認者」のうち「1製

造(2)軌道用品 ②分岐器」に係る競争参加資格の認定を受けている者であること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当機構が別に定める手続に基づく競争参加資格の再認定を受けていること。)

- (3) 申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構理事長から「北海道地区」において独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱(平成15年10月機構規程第83号。以下「指名停止等措置要綱」という。)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、当機構公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 平成25年度以降に「鉄道用分岐器」を当機構、日本国内若しくは欧州連合域内、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国の鉄道事業者又は軌道経営者に納入した実績(商社等を介した納入実績を含む。)があること。
- (6) 仕様書等を5(2)イの交付方法により、直接ダウンロードした者であること。

5 入札手続等

(1) 担当支社等

3(5)ア(ア)に同じ。

(2) 仕様書等の交付期間、交付方法及び交付場所

ア 交付期間 公告日から入札書受領期限まで。

イ 交付方法 当機構ホームページからダウンロードすること。

ウ 交付場所 アドレス <https://www.jrtt.go.jp/>

(3) 入札説明会の日時及び場所 実施しない。

(4) 申請書等の提出期限及び提出方法等

本競争の参加希望者は、4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い申請書等を提出し、契約担当役から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

ア 提出期限 令和5年7月18日16時まで。

イ 提出方法 申請書等は、電子入札システムにより提出すること。ただし、申請書等の容量が10MBを超える場合は、必要書類の一式(電子入札システムとの分割を認めない。)を提出場所へ郵送等し、提出書類通知書(様式3)のみ電子入札システムにより送信すること。

また、契約担当役から承諾を得て紙入札へ移行した場合は、郵送等により提出すること。

なお、提出書類は表紙を1頁とした通し番号を付すこと。また、提出書類のうち押印を要するものについて押印を省略する場合は、「本

件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

ウ 提出場所 3 (5) ア (ア) に同じ。

エ 提出書類 資格確認申請書（様式 1）

機器等納入実績（様式 2）

オ 使用するアプリケーションソフト及び保存するファイル形式について

申請書等の作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイル形式については、次のいずれかによるものとする。ただし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は、作成時に利用しないこと。

番号	使用するアプリケーションソフト	保存するファイル形式
1	Microsoft Word	Word2010 形式以上
2	Microsoft Excel	Excel2010 形式以上
3	その他のアプリケーション	PDF ファイル（Acrobat9.0 形式以上で作成したもの） 上記に加え特別に認めたファイル形式

カ ファイル圧縮方法について

ファイルを圧縮する場合は、LZH 形式又は ZIP 形式とし、自己解凍方式は使用しないものとする。

キ 機器等納入実績（様式 2）は、次に従い作成すること。

(ア) 機器等納入実績表

機器等納入実績は、平成 25 年度以降に納入した鉄道用分岐器の実績を別紙 1 に記載すること。

(イ) 契約書等の写し

(ア) の納入実績を証明する契約書、指示書、注文書等の写しを提出すること。

(5) 申請書等の審査結果の通知

競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は、令和 5 年 7 月 27 日までに電子入札システムで通知する。ただし、契約担当役から承諾を得て紙入札へ移行した者には、書面又は電子メールにより通知する。

(6) 入札及び開札の日時、場所並びに入札書の提出方法等

ア 入札書の受領期限 令和 5 年 8 月 29 日 16 時。

イ 開札の日時及び場所 令和 5 年 8 月 31 日 10 時。

当機構北海道新幹線建設局入札室にて行う。

ウ 入札書の提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、契約担当役から承諾を得て紙入札へ移行した者は、3 (5) ア (ア) へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）することとし、押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。電子メールによる提出は認めない。

エ その他 入札書の提出に当たっては、契約担当役により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。ただし、郵送による

入札の場合は、当該通知書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に
入れて郵送すること。電子入札システムの場合は、当該通知書は不要。

(7) 入札価格内訳書の提出等

ア 第1回の入札に際しては、入札書に記載される金額に対応した入札価格内訳書
(様式自由)の提出を求める。電子入札システムによる入札の場合は、入札書に入
札価格内訳書のファイルを「添付資料追加」機能により添付し同時送付すること。
ただし、入札価格内訳書ファイルの容量が2MBを超える場合は、別途、郵送又は
持参すること。

なお、契約担当役から承諾を得て紙入札へ移行した者が入札書等を提出する場
合は、入札書在中の旨朱書きし、入札価格内訳書を表封筒と入札書を入れた中封筒
の間にに入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘して提出すること。

イ 入札価格内訳書の様式は自由とするが、貯蔵品調達内訳書等に掲げる品名、品質
形状に相当する項目に対応するものの単位、数量、単価及び金額を表示したもの
とし、これに商号又は名称並びに住所及び件名を記載した書類とする(紙による提出
の場合は押印すること。押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名
及び連絡先を記載すること。)

内訳書の保存形式は5(4)オによるものとする。ファイルを圧縮する場合は5
(4)カによるものとする。

ウ 入札価格内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の
権利義務を生じるものではない。

エ 提出された入札価格内訳書は、入札書提出期限後直ちに確認するとともに、必要
に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。

オ 入札価格内訳書の提出に関し、次のいずれかに該当する場合には、当該入札参加
者が行った入札は無効とする。

(ア) 未提出であると認められる場合(未提出であると同視できる場合を含む。)

(i) 入札価格内訳書の全部又は一部を提出しない場合

(ii) 入札価格内訳書が白紙である場合

(iii) 入札価格内訳書とは無関係の書類である場合

(iv) 他の入札に係る入札価格内訳書である場合

(v) 他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合

(vi) 紙による入札の場合で、入札価格内訳書に押印していない場合(押印を
省略しているが、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先が記載され
ていない場合。)

(イ) 入札価格内訳書に記載すべき事項が欠けている場合

(i) 内訳の記載がない場合

(ii) 入札説明書において示した項目を満たしていない場合

(ウ) 当該案件の入札価格内訳書に加え、他の案件の入札価格内訳書が添付され
ている場合

(エ) 記載すべき事項に以下のいずれかの誤りがある場合

- (i) 発注者名に誤りがある場合
 - (ii) 案件名に誤りがある場合
 - (iii) 提出業者名に誤りがある場合
 - (iv) 入札価格内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
 - (オ) 上記の他、入札価格内訳書中の各項目を合計した金額と合計金額が大幅に異なる場合等入札価格内訳書に重大な不備があると認められる場合
- (8) 入札執行回数
- 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。
- (9) 開札
- 電子入札システムにより入札する場合は、開札時の立会いは不要。紙入札の場合は、入札者又はその代理人は、開札に立ち会うこととする。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。
- (10) その他
- ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - イ 契約担当役は、提出された申請書等を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
 - ウ 提出された申請書等は、返却しない。
 - エ 提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。なお、提出期限前の再提出は、3(5)ア(ア)に記載の受付窓口に応じること。

6 入札説明書等に対する質問

- (1) この入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、以下により提出すること。
- ア 提出期間 公告日から令和5年8月21日までの休日を除く毎日、8時30分から20時まで（ただし、最終日は16時まで）。持参する場合は、上記期間の休日を除く毎日、10時から16時まで。
 - イ 提出場所 3(5)ア(ア)に同じ。
 - ウ 提出方法 電子入札システムにより提出すること。質問書の提出にあたっては、質問事項入力欄に業者名（過去に受注した具体的な業務名等の記載により、業者名が類推される場合も含む。）や担当者の連絡先等は一切記載しないこと。このような質問があった場合には、公正な入札の確保ができないため、その者の行った入札を原則として無効とする。
- 紙入札による場合は、質問内容を記載した書面（表紙に会社名、担当者名、電話番号及び電子メールアドレスを記載し、別紙に質問内容を記載すること。様式は自由。）を郵送等にて提出すること。
- (2) (1)の質問に対する回答書は、電子入札システム又は郵送等により提出された全ての質問について、令和5年8月24日までに設計図書を配布したダウンロードフォルダ内に掲載するので、ダウンロードし、確認すること。なお、上記方法により難しい者は、3(5)ア(ア)へ連絡すること。

7 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 5 (5)の審査結果の通知において、競争参加資格が無と通知を受けた者は、通知をした翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に、次に従い説明を求めることができる。

ア 提出場所 3 (5)ア (ア)に同じ。

イ 提出方法 電子入札システムにより提出すること。

ただし、紙入札による場合は書面（様式は自由）を郵送等することにより提出するものとし、押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

- (2) 契約担当役は、説明を求められたときは、提出期限の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に、説明を求めた者に対し電子入札システムにより回答する。ただし、紙入札による場合は、書面又は電子メールにより回答する。

8 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
(2) 入札保証金及び契約保証金 免除。
(3) 関連情報を入手するための照会窓口 3 (5)ア (ア)に同じ。
(4) 契約書作成の要否 別添契約書案により、契約書を作成するものとする。
(5) 支払条件 前金払 有。
(6) 苦情申立て

本手続における競争参加資格の確認その他の苦情に関し、「政府調達に関する苦情の処理手続」（平成7年12月14日付け政府調達苦情処理推進会議決定）により、政府調達苦情検討委員会（連絡先：内閣府政府調達苦情処理対策室（政府調達苦情検討委員会事務局）、電話03-3581-0262（直通））に対して苦情を申し立てることができる。

- (7) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示された必要な書類を提出期限までに提出場所へ入札説明書で定められた方法にて提出しなければならない。

また、開札日の前日までの間において、契約担当役から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (8) 入札の無効

入札公告等に示した要件を満たさない者の行った入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札、入札説明書等及び契約申込心得において示した条件に違反した入札又は入札価格内訳書を提出しない者等のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、契約担当役により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時に4に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

- (9) 入札の辞退

入札参加者は、入札書を提出するまではいつでも入札を辞退することができる。予

定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者がいないときに再度の入札を行う場合も同様とする。

ただし、辞退者に対し詳細な辞退理由書及びその裏付けとなる客観的な資料の提出並びにその内容について説明を求める場合があるので、その場合は、辞退者はこれを拒否することができないものとし、拒否した場合は不誠実な行為とみなして指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を行うことがある。

なお、入札を辞退した者は、辞退を理由として、以後の指名等において不利益を受けることはない。

(10) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止等措置要綱に基づく指名停止を行うことがある。

(11) 競争参加資格の認定を受けていない者の参加

4 (2)に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も5 (4)により申請書等を提出することができる。この場合において、4に掲げる事項のうち4 (2)を除く事項を満たしているときは、開札の時ににおいて4 (2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには開札の時ににおいて4 (2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

4 (2)の認定に係る申請は、当機構本社経理資金部会計課において、随時受け付ける。

(12) 本件入札に参加を希望する者は、契約申込心得及び仕様書等を熟読しておくこと。契約申込心得は当機構ホームページで公開している。

(13) 手続における交渉の有無 無。

(14) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、くじへ移行する。

(15) 契約の確定は、落札者が契約書を当機構に提出し、当機構がこれを審査確認のうえ記名押印したときとする。

(16) 資格審査及び技術提案等の評価にあたって、当機構の退職者がいる企業に対する配慮及び優遇は一切行わない。

(17) 電子入札システムは、休日を除く毎日、8時30分から20時まで稼働している。また、稼働時間内でシステムを止むを得ず停止する場合、稼働時間を延長する場合は、当機構ホームページで公開する。

当機構ホームページアドレス <https://www.jrtt.go.jp/>

(18) 電子入札システムの利用方法・操作マニュアル及び電子入札運用基準は、当機構ホームページで公開している。

(19) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問合せ先

ア 電子入札システム操作・接続確認等の問合せ先

電子入札総合ヘルプデスク

電話番号 0570-007-522 (ナビダイヤル)

※お問合せの際は、以下の情報を必ずお知らせください。

- ・お問合せされた方のお名前
- ・会社名／所属名
- ・連絡先の電話番号

イ ICカードの不具合発生時の問合せ先

取得しているICカードの認証機関。

ただし、申請書類等の提出期限又は入札の締切期限が切迫しているなど緊急を要する場合は、3(5)ア(7)へ電話にて連絡すること。

(20) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、送信内容を必ず印刷することとし、下記に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので必ず確認を行うこと。この確認を怠った場合には以後の入札手続に参加できなくなる等の不利益な扱いを受ける場合がある。

ア 証明書等受付通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

イ 証明書等審査結果通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

ウ 入札書受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

エ 辞退届受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

オ 入札締切通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

カ 再入札通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

キ 落札通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

ク 取止め通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

ケ 不調通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

コ 保留通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

サ 日時変更通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

(21) 1回目の入札が不調となった場合、再入札に移行する。再入札の日時については、電子入札、紙による持参、郵送が混在する場合があるため、契約担当役から指示する。開札時間から30分後には契約担当役から再入札通知書を送信する予定であるが、開札処理に時間を要し、予定時間を超えるようであれば、契約担当役から連絡する。

9 契約に係る情報提供の協力依頼

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人与契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力を

していただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了解願います。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ア 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること。
- イ 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること。

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量（工事（設計等の役務を含む。）の名称、場所、期間及び種別）、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ア 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- イ 当機構との間の取引高
- ウ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

- エ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ア 契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- イ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（各年度の4月に締結した契約については原則として93日以内）

1 0 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: HASEGAWA Masaaki
Superintendent, Hokkaido Shinkansen Construction Bureau, Japan Railway
Construction, Transport and Technology Agency (hereinafter called JRJT)
- (2) Classification of the products to be procured: 9
- (3) Nature and quantity of the products to be procured: Crossover turnout (Turnout
number 18#) 1set
- (4) Delivery period : 31 July, 2024
- (5) Delivery place: Depend on the tender document
- (6) Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers
eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

- ①not come under Article 4 or 5 of the regulation concerning the Contracts with JR TT
 - ②have been qualified as possessing the qualification of “(2)-②” in “1 Manufacture of products “ under the JR TT participation qualification for Purchase of Products in the fiscal year 2022, 2023 and 2024
 - ③not have been suspended from designation by President of JR TT
 - ④not be the business operators that a Gangster influences management substantially or the person who has exclusion request from JR TT is continuing state concerned
 - ⑤have proven to have actually delivered railway turnout to JR TT, railway company in Japan, the European Union or the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland since fiscal year 2013
- (7) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for qualification: 16 : 00 18 July 2023
- (8) Time-limit for tender: 16 : 00 29 August 2023
- (9) Contact point for the notice : Contract Division, Hokkaido Shinkansen Construction Bureau of JR TT, Nishi 1-1 Kita 2, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido 060-0002 Japan, TEL 011-231-3489